

**【諮問第249号】**

25川情個第11号  
平成25年7月18日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 青 柳 幸 一

公文書開示請求に係る全部開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成24年3月30日付け23川教指第2701号で諮問のありました、公文書開示請求に係る全部開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 【諮問第249号】

### 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った全部開示処分は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成22年9月27日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年11月5日（木）18時から18時50分に区教育担当の主幹及び指導主事が高津区役所を訪問した記録及び平成21年11月21日（土）15時30分から16時に〇〇〇小学校保健室を区教育担当の指導主事が使用した根拠となる記録全て」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、平成22年10月12日付けで次の処分を行った。

ア 「〇〇〇小学校・担任聴き取り記録」、「〇〇〇小学校・民生委員さん聴き取り記録」及び「出張命令書及び出張復命書（区教育担当主幹分）」を対象公文書と特定し、全部開示処分（以下「本件処分」という。）を行い、開示請求承諾通知書（以下「通知書」という。）を交付した。

イ 「平成20年度・21年度〇〇区対応一覧」を対象公文書と特定し、内容欄の記述の一部が条例第8条第1号に規定する不開示情報に該当するとして、部分開示処分を行った。

なお、対象公文書の写しは、総務局情報管理部行政情報課情報公開担当が平成22年11月26日に異議申立人に発送した。

(3) 異議申立人は、平成23年1月25日付けで、本件処分に対し、他に対象公文書があるはずであり、対象となる公文書の全ての開示を求めるとともに、写し等の交付及び閲覧を請求したにもかかわらず、閲覧の処分がなされていないことについて適正な処分を行うよう異議申立てを行った。

(4) 実施機関は、本件請求に対する全部開示処分に係る異議申立てについて、平成24年3月30日付けで、当審査会に諮問した（当審査会諮問第249号事件）。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成23年1月25日提出の異議申立書によれば、異議申立人の主張の概要は次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出及び意見陳述を行わない旨の意思表示があった。

- (1) 平成21年11月5日の出張命令書及び出張復命書（以下「出張命令書等」という。）について、区教育担当の主幹（以下「主幹」という。）分が開示されたが、区教育担当の指導主事（以下「指導主事」という。）の記録が開示されていないのはおかしい。
- (2) 閲覧による開示も請求したが、写し等の交付の処分のみされており、閲覧の処分がなされていないため、適正な処分を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成24年6月18日付け処分理由説明書、平成25年1月17日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成21年11月5日（木）18時から18時50分に指導主事が高津区役所を訪問した記録は、本来、作成すべき出張命令書等を作成しなかったため存在しない。また、高津区役所3階教育研修室の使用については口頭による申込みとなっており、文書による申請手続は不要なため、その使用許可書等は作成しておらず、存在しない。
- (2) 平成21年11月21日（土）15時30分から16時に〇〇〇小学校保健室を指導主事が使用した根拠となる記録は、〇〇〇小学校において来校者の記録及び保健室の使用記録を作成していないため存在しない。
- (3) 通知書の「開示の方法」の欄において、「閲覧」の欄にチェックがされておらず、閲覧が実施されていないことについては、本件処分後に、異議申立人が提出した市長への手紙に対する回答等において、閲覧ができることを繰り返し案内している。
- (4) 上記のとおり、本件処分は妥当であり、閲覧が漏れていた件については本件処分後に、市長への手紙の回答等で案内しており適切に対応している。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 不服申立期間について

本件処分は平成22年10月12日になされているが、異議申立人が実際に対象公文書の写しを受け取ったのは同年11月28日であり、平成23年1月25日に異議申立てを行っているので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第45条の定める不服申立期間を徒過しておらず、適法な異議申立てであると解される。

## (2) 公文書の不存在について

異議申立人は、全部開示処分であるにもかかわらず、開示されていない公文書があり、主幹の出張命令書等は開示されたが、指導主事の記録が全く開示されていないのはおかしい、と主張する。

これに対して、実施機関は、指導主事の出張命令書等については、指導主事が上司から口頭で出張の承認を得ており、また出張経路と通勤経路が重なっていたために作成しておらず、したがって文書は存在しない、と説明している。

当審査会が実施機関をして、平成21年11月5日に係る教育委員会全体の出張関係のデータを提出させて確認したところ、指導主事の出張データは含まれておらず、出張命令書等が作成されていなかったという実施機関の説明に、格別不合理な点は認められない。また、来校記録や保健室等の使用記録が作成されなかったという説明についても、格別不合理な点は認められない。したがって、これらの指導主事に関する文書が存在しないことを理由として開示しなかった実施機関の判断は妥当である。

## (3) 開示の方法について

異議申立人は、開示請求書の「開示の方法」の欄において閲覧を求めたにもかかわらず、通知書においては「開示の方法」の欄の「閲覧」の欄にチェックが入っていなかったことは不当であると主張する。

しかしながら、通知書において、異議申立人が希望する開示の方法の全てが示されていなかったという主張は、開示の実施の方法に関する主張であり、条例第22条にいう「諾否の決定」に関する主張とはいえないことから、当審査会が判断すべき事項ではない。

なお、本件においては、通知書が交付された後、市長への手紙に対する回答書等によって、実施機関から異議申立人に対して閲覧の可能性が示されていること、本件における対象公文書は、その性質上、閲覧によっても写しの交付によっても、実際的な違いがないことからすると、異議申立人に特段の不都合は生じていないというべきである。

## (4) 実施機関の対応の問題点（付言）

以上のとおり、本件処分に対する実施機関の判断は妥当であるが、実施機関の対応には、いくつかの問題点があるので、以下に付言する。

第1に、実施機関は、平成23年1月25日になされた異議申立てについて、平成24年3月30日に当審査会に諮問している。諮問が遅れた理由として、通知書において「閲覧」の欄のチェックが漏れていたことにつき、異議申立人に対し閲覧が可能である旨を別途連絡するなど、異議申立人に理解を求める方法を模索していたことをあげている。

この点については、そもそも実施機関が、通知書において「閲覧」の欄のチェックが漏れていたことを認識しながら、通知書を放置したことが問題であり、通知書の瑕疵が見つかった時点で通知書の変更を行うべきであった。したがって、通知書のチェック漏れを理由として実施機関が審査会への諮問を遅らせたことに合理性はないというべきである。なお、開示の方法が不適切であった場合には、実施機関において、当審査会の判断を待つことなく、速やかに是正措置等を講ずることが求められる。

第2に、実施機関は、審査会への諮問が遅れたいまひとつの理由として、本件異議申立てを却下できる可能性があったことをあげている。

しかしながら、仮に不服申立期間の徒過を理由として、不服申立てを却下する可能性（さらに、上記第1を考慮して、異議申立人が異議申立てを取下げの可能性）があったとしても、異議申立ての要件の充足が疑わしい場合などには、ひとまず審査会に諮問し、迅速な解決に努めるべきである。特に、条例第22条第2項第1号が、審査会への諮問を要しない場合について、不服申立てが「明らか」に不相当であるときという文言を用いていることからすると、なおさらそのような配慮が求められる。

もっとも、審査会に諮問がなされた場合には、実施機関は異議申立人に諮問をした旨の通知をしなければならないことから（条例第23条第1号）、異議申立人との紛争を深める結果になるという懸念も生じうる。しかし、実施機関としては、諮問の通知をした場合にも、当該通知と同時に、やむなく諮問した趣旨などを異議申立人に説明し、引き続き紛争解決に向けた協力を求めることも考えられたところである。

第3に、実施機関が、指導主事の出張に際して出張命令書等を作成しなかったという事実を前提として、本件処分をしたこと自体は、妥当な判断といえる。

しかしながら、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）において、出張命令書等の作成義務について例外を定めた規定が存在しないことに鑑みると、指導主事の出張に際しても、本来出張命令書等が作成されるべきであった。

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子

委員 木 村 琢 磨

委員 人見 剛  
委員 葭葉 裕子